

「一関市からのお知らせ」

雇用の維持を図る中小企業を支援します **雇用調整助成金申請事務費補助金** 【申請期限を令和5年1月31日まで延長します！】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業が、従業員を解雇せず雇用の維持を図るため、社会保険労務士に受給手続き書類の作成を委託し、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を受けた場合、受給手続き書類の作成に要した委託経費の一部を補助します

* 委託経費（消費税及び地方消費税抜き）の1/2以内 * 補助額上限54万円

* 対象： 中小企業がR3.12.1～ R4.11.30の期間内に解雇等を行わず休業等を実施し、その休業等に対し雇用調整助成金を受けた場合に、その受給手続きのために書類作成を委託した経費

※ 市外に本社があり、一関市内の事業所分を含め一括して本社で雇用調整助成金を申請し、決定を受けている事業主を除く

※ 交付申請書受付期限：令和5年1月31日(火)まで

※ 交付申請に必要な書類

- 交付申請書（市指定様式）
- 交付申請書別紙：
一関市雇用調整助成金申請事務費補助金チェックシート

（下記の各書類を添付してください）

- 雇用調整助成金の支給申請書、助成率の確認できる書類
支給決定通知書の写し
- 書類作成委託の契約書類（ない場合は請求書）の写し
- 委託料の支払を確認できる書類の写し

問い合わせ：一関市商工労働部

工業労政課労政係

〒021-8501 一関市竹山町7-2

電話0191-21-8461（直通）

雇用調整助成金申請事務費
補助金の紹介ホームページ



検索！ ↓

一関で働こう！

